

熊谷市監査委員公告第13号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和5年2月20日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 千 葉 義 浩

# 令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第3号に掲げる監査

## 2 監査の対象

(1) 指定管理者 公益財団法人 熊谷市スポーツ協会

(2) 指定管理施設

熊谷市立市民体育館、別府体育館、大里体育館、大里総合グラウンド、江南体育館、江南総合グラウンド及び籠原体育館

(3) 施設所管課 総合政策部スポーツ観光課

(4) 対象事務

熊谷市立市民体育館、別府体育館、大里体育館、大里総合グラウンド、江南体育館、江南総合グラウンド及び籠原体育館の指定管理業務に係る令和3、4年度における出納その他の事務について

## 3 監査等の着眼点

(1) 指定管理者関係

① 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

③ 利用料金の設定等は適正になされているか。

④ 利用促進のための努力はなされているか。

⑤ 管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

⑥ 他の事業との会計区分は明確になっているか。

⑦ 管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。

⑧ 領収書類の整備、保存は適切になされているか。

⑨ 管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 所管課関係

① 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。

② 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

③ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

④ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

⑤ 事業報告書の点検は適切になされているか。

⑥ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

#### 4 監査等の主な実施内容

リスクを考慮し、指定管理者の事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

##### (1) 主な監査項目

###### ア 指定管理者

- (ア) 施設使用料書類・預金通帳
- (イ) 施設利用許可申請書類
- (ウ) 保守点検の記録
- (エ) 施設の備品の管理状況書類
- (オ) 熊谷市立市民体育館施設管理業務委託
- (カ) 出勤簿
- (キ) 建物工作物・競技用機材等の例月点検チェックリスト

###### イ 所管課

- (ア) 指定管理者指定等事務
- (イ) 利用状況報告書
- (ウ) 利用料金収入報告書
- (エ) 事業報告書
- (オ) 自己評価報告書
- (カ) 備品台帳

#### 5 監査等の実施場所及び期間

##### (1) 実施場所

監査委員事務局、熊谷市立市民体育館会議室

##### (2) 監査期間

令和4年9月30日から令和4年11月28日まで

#### 6 監査の結果

熊谷市立市民体育館等の指定管理業務について、指定管理者及び所管課における出納その他の事務について、以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

##### (1) 財産管理

備品台帳に登録されていない備品があったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【スポーツ観光課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

## 7 意見

### 施設使用料の減免について

市保有の体育・スポーツ施設のほとんどは、地方自治法第244条の2に基づく指定管理制度を活用し、有効利用を図っているところである。

熊谷市立市民体育館をはじめ7施設については、公益財団法人熊谷市スポーツ協会が、平成18年からスポーツを通じて、市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の向上に寄与するため、設置目的に沿って指定管理業務を遂行している。

ところで、施設の使用料（利用料金）は、指定管理者の収入として収受することができるが、市をはじめ一定の公的団体については、個別に100%ないし50%の減免規定が適用されている。

総合政策部の定期監査に連動して、公益財団法人熊谷市スポーツ協会について、その運営状況を実地に監査したところ、熊谷市立市民体育館で月2回、籠原体育館では不定期に、障がい者で構成する2グループの利用が確認され、かつ、減免対象団体となっていない事実を把握した。

使用料等の減免は、受益者負担の例外であり、市民全体の平等性や公平性の確保という観点から現にやむを得ない場合に限定する必要性は認めるものの、東京パラリンピックのレガシーである「障がい者の個性を重んじ、スポーツを通じて社会参加を推進し、活力ある社会の創造と、健常者と障がい者との一元化施策を図り、活力あるインクルーシブな共生社会を創造する」を本市として具現化するためにも、早急に減免基準を改定するよう市と指定管理者で協議すべきである。